

# 北宋初期の地方統治と治績記述の形成

—— 知杭州戚綸・胡則を例に ——

小二田 章

はじめに

筆者は前稿「名臣」から「名地方官」へ<sup>①</sup>において、范仲淹の知杭州治績を題材に、名地方官としての治績の記述が宋代を通じてどのように形成され、またそれが士大夫階層の間でどのように浸透し評価されたかを論じた<sup>①</sup>。その考察の過程で、実際の地方統治がその対象となる地域の人々にどのように評価されるのか、また治績の記載に地域性は表れるのか、という新たな課題が生じた。加えて、杭州を統治した時、范仲淹はどのような杭州の地域性を踏まえて統治を行ったのか、という杭州地域自体に対する疑問も生じた。これらの疑問を受け本稿では、北宋初期の杭州

における「捍海塘」をめぐる、戚綸と胡則という二人の士大夫がどのように関係し、また後世どのように彼らが士大夫階層から評価されたか、の解明を図る。そして、この事例を通じて、地方統治の地域における評価のされかた、さらには治績に見られる地域性のありかたの一例を提示しようとするものである。

宋代における「地域性」の研究は、これまで主に地域に生きる士人に着目し、それが中央政府における官僚としての栄達を離れ、地域の主導的役割を担っていく過程を描き出してきた<sup>②</sup>。しかし、中央から地方統治のためにやってきた地方官たちが地域と接触する中で、地域の側からどのように見られていたのか、という課題については、士大夫階層の考える統治の規範意識を理解する上で重要な部分であ

るにもかかわらず、十分に検討されていない<sup>4</sup>。本稿は地方官の事績を描く「治績記述」<sup>5</sup>に着目し、その記述の背景と流传過程を共に分析対象とすることで、地域から見た地方官に対する認識とその評価のされかたを明らかにするものである。

このような地域と士大夫階層との関係を問題にした研究の中で、注目すべきはピーター・ボル氏と須江隆氏の一連の研究である。ボル氏は金華を題材にした一連の研究の中で、地域における士人たちの知的交流と地域における「知の伝統」の形成過程を明らかにした<sup>6</sup>。その研究は道学者たちによるローカルネットワーク形成を重視する立場から、南宋期を「地域意識の確立の画期」とみなしている。本稿は南宋期から北宋期へと時期を遡る形で、ボル氏の言う、ある空間が言説や事実と結びついて歴史的に構成される「地域意識」の素地となった要素を検討する。また、須江隆氏は地域文化が地方志や碑文といった地域性を持った文献にどのように表れるかを問う近年の論考のなかで、「碑文が形成された過程や、碑文を構築乃至は修復した意図を考察することにより、地域文化の歴史的特質を解明することが可能となる」と述べている<sup>7</sup>。本稿の目的である、ある地方官の統治が地域の人々に強い印象を与え、それが地域文献に記載される過程を考える上で、須江氏の指摘は示唆

的であり、本稿は須江氏の言う地域文献の形成の一端を明らかにするものだと言えるだろう。

また宋初期の杭州を扱う上で、考慮すべきは山崎覚士氏の論考である。山崎氏は最近上梓した『中国五代国家論』において、宋に先立つ呉越期の杭州を中心とした考察を展開しており、「海域」「港湾都市」といった側面から杭州の呉越期における発展と個性化を明らかにした<sup>8</sup>。その論考は佐竹靖彦氏をはじめとした五代期の経済・社会の発展を論じた先行研究を背景としており、五代期を「諸国の分立と天下の一体を同時に成立せしめる」ものとして提示する<sup>9</sup>。本稿は、呉越期杭州に関する成果を踏まえながら、山崎氏が論及していない宋初期を対象に、地方統治における地域の葛藤と士大夫階層による治績への評価を検討する。それにより、杭州という地域のありようを一層掘り下げてみたい。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では北宋初期の「捍海塘」の修理をめぐる対立の背景を分析する。水利工事の評価をめぐる治績の記載には、北宋初期の地方統治の特徴、杭州の地域性、そして杭州統治の特殊性が表れている。

### 1. 問題の所在——「捍海塘」をめぐる記述から

杭州という都市はもともと錢塘江の堆積土によってでき

た砂洲の上に存在しており、隋代以降大運河に連なる都市として発展を開始したが、一方で錢塘江による浸食に苦しんできた。『宋史』卷九十七「河渠志 河渠七東南諸水下」には、浙江（錢塘江）の河口において逆流する海潮を防ぐ「捍海塘」の建築についてその概観が記載されている。<sup>10</sup> 要約すると、浙江（錢塘江）の海潮問題は杭州において重要な問題となっており、潮の勢いを軽減する堤防、すなわち「捍海塘」の建築が、呉越の錢氏から北宋中期の張夏まで、歴代の統治者または地方官にとって急務であった。歴代の統治者の中でも、五代の錢武肅王（鏐）が「彊弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠」（數百の弩に潮を射させ、また胥山の祠に祈る）という手段を用いて先例となり、北宋初期には發運使の李溥が再び「錢氏舊法」によって成功を収めている。

その捍海塘については、『咸淳臨安志』卷三十一「山川十 江 浙江 捍海塘」にも記載がある。<sup>11</sup> 『宋史』に比べて内容がより詳細であり、また一部ではその叙述の方向性がより複雑になっている。<sup>12</sup> 特に大きな変化は大中祥符年間（一〇〇八〜一〇一六）に関する記載である。『宋史』にみられた「錢氏舊法」によって成功を収めるという一連の筋書きが「水方大溢」（その時水が大いに溢れた）により崩れている。また、新たに戚綸・馬亮の逸話が加わっている。中

でも、戚綸に「雖免水患而衆頗非其變法焉」（水害は免れたものの、人々はその方法変更をとっても非難した）という評価がなされているのは特徴的である。彼は水害を防いでいるのに、なぜ「衆」は「變法」をよく思わなかったのか。この「法」は「錢氏舊法」を指すが、彼の後に發運使李溥の「復依錢氏立木積石之制」（錢氏の木を立て石を積む方法に従う）が失敗していることからみても、戚綸が修築を行った時点では必ずしも有効な方法でなかったことは確かである。それにもかかわらず、戚綸の方法変更が非難されたのはなぜか。

『宋会要輯稿』方域卷十七「方域志」では、戚綸の行った治水が批判され、錢氏のやりかたに戻された経緯について、戚綸の行った「累梢為岸」（木材を重ねて岸壁とする）に対し、有効ではないとする言上があり、そのために李溥らが派遣され、視察の結果あらためて「錢氏舊法」の工事を行うことに決定したという過程が説明されている。<sup>13</sup>

さらに、『統資治通鑑長編』卷八十二「真宗 大中祥符七年五月壬辰」には、この捍海塘工事の背景に宰相丁謂と転運使陳堯佐の確執という政治的な部分があったことが述べられている。<sup>14</sup> 戚綸らの方法に対する「不便」の評価は政治的な背景で生まれており、李溥は「錢氏舊法」を目指しながらも、結局は戚綸・陳堯佐らの方法を選択している。

この経緯について、『統資治通鑑長編』の編者李燾が「此事與本志不同當考」（この内容は本志と違っているので、考慮すべきである）と注で述べるように、記載が食い違っていて事実がつかみづらい状況である。

なお、王應麟『玉海』卷二十三「地理 陂塘堰湖 隄隄」はこの『統資治通鑑長編』の記述を敷衍する形で記載を行っている。<sup>15</sup>「錢氏舊制」と戚綸らの方法の対比が明確になり、『統資治通鑑長編』と同様、「錢氏舊制」とは「舊以竹籠石、而潮齧之、率數歲輒復壞」（元は竹籠に石をつけていたが、潮が侵食してだいたい数年でまた壊れる）とされ、それに対して戚綸は「實薪土以捍之實録云累木為岸（木材や土を詰めて潮を防ぐ、実録では木を重ねて岸壁とする）を提案する。そして、上述の『統資治通鑑長編』の記載にあったように、戚綸の案が李溥の視察で覆された。しかし、最終的には戚綸の案に従わざるを得なくなっているのである。

以上のように、宋初期の杭州における「捍海塘」工事は困難をきわめ、様々な方法が試されていた。整理すると、大中祥符年間、大潮により従来の堤防が破損し、城壁に水が及ぶ危機状況で、知杭州戚綸と上役である転運使陳堯佐は「自京師部埽匠壕寨赴州」（都周辺の専門部署に属する堤防作りの職人で待機中の者を州に派遣する<sup>16</sup>）を行い、主

に土と木による堤防補修を行い、一定の防潮効果を挙げた。だが、その補修方法に対する有効性を疑う言上があり、発運使の李溥らが視察調査を行った結果、「錢氏舊法」に戻って補修を行うことに決定されたが、防潮効果を挙げなかつた、ということになる。

特に注目すべきは、知杭州の戚綸が行った「捍海塘」の建築が「衆頗非其變法」（人々はその方法変更をとても非難した）という悪い評価を与えられたことであり、最終的には彼の左遷に繋がったことである。なぜ、「衆」はこの「變法」を非としたのか、その背景はどのようなものなのか。「衆」という言葉は先に引用した『宋史』卷九十七「河渠志 河渠七東南諸水下」にある「衆頼以安」（人々は信賴し安心した）からみても「地域に住む人々」を想起させるが、果たしてそうなのだろうか。<sup>17</sup>また、その鍵となった「錢氏舊法」とはいかなるものだったのか。中央政治、地方統治、そしてその地域の状況が複雑にからみあう戚綸と「捍海塘」の問題を掘り下げること、当時の知杭州と地域の関係の一端を明らかにすることができるのではないかと考えられる。

## 2. 戚綸と胡則 — 事件の当事者たち

### I 戚綸の場合

戚綸（九五四〜一〇二二）の略歴<sup>(18)</sup>は、「図表一」上段の通りである。戚綸（楚邱人）の略歴をみると、晩年は讒言で不遇のまま死去するものの、主に学識により真宗の信頼厚い官僚であった。また、彼の父である戚同文は五代期以来、在野の儒者として徳行と多くの弟子を育てたことで著名となった人物である<sup>(19)</sup>。戚同文の死後、旧居を改装し賜額を受けて「應天府書院」として公的な認可を受けた書院が建設され、その初代の主になったのは、戚綸の子である戚舜賓である<sup>(20)</sup>。これらを総合すると、戚綸は北宋初期に「家学<sup>(21)</sup>」を生かし、学者官僚として活躍した人物であるといえる。

そのような戚綸の経歴の中で、知杭州の治績はどう位置づけられるのか。戚綸が知杭州となったのは六十歳前後、大中祥符三〜七年（一〇一〇〜一四）であった。

『宋史』巻三百六の彼の伝記には、上述の『咸淳臨安志』巻三十一と同様に「雖免水患而衆頗非其變法」という評価が記載されている<sup>(22)</sup>。これまで挙げた史料と異なる点として、戚綸の知杭州からの異動に、胡則という人物が大きく

図表一 戚綸・胡則の略歴

|    |  |
|----|--|
| 戚綸 | 戚綸、字仲言、楚邱の人。太平興国八年の進士。知太和縣・知永嘉縣として治績を挙げ、真宗即位後は新設の龍図閣待制に任じられるなど、主に学問・科挙・儀礼関連で活躍し、真宗の信頼も厚かった。『冊符元龜』・『大中祥符図経』らの編纂に参加し、また人物推薦を良くした。後に知杭州・揚州・徐州・青州を歴任したが、知鄆州の際、王遵誨の讒言により団練副使に左遷され、故郷に帰ることを望んで太常少卿分司南京に改められ、南京応天府で死去。文集二十卷、奏議をまとめた論思集十卷がある。                |
| 胡則 | 胡則、字子正、永康の人。端拱二年の進士。許州許田縣の尉として手腕を評価され、その後憲州録事参軍・知睦州・知温州などを歴任し、中央に戻って丁謂の抜擢を受けて三司度支副使となり、外に出て京西及び広南西路の転運使そして太常少卿となるが、丁謂の党であるとして左遷され、知信州・福州・杭州などを歴任し、また復して給事中権三司使事となる。七州の知州、六路の使者職を歴任し、至る所で治績をあげた。官歴は内外合わせて四十七年、兵部侍郎を以て致仕し、宝元二年六月に七十七歳で死去。諡は忠佑、後に改めて正恵。 |

関わることが記載されていることが指摘できる。『続資治通鑑長編』卷八十二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」にも、類似の内容が記載されている。<sup>(23)</sup>「為當塗者所昵」（権力者と昵懇である）の主体が胡則ではなく李溥になっているなど、若干の差異はあるがほぼ同一の内容と言えるだろう。注目すべきは附註の部分で、「本傳」として戚綸の伝記が引用され、上役の陳堯佐との関連を述べていることだ。「爭議」とは、既に見た同書「真宗 大中祥符七年五月壬辰」の内容であり、戚綸の治績の評価に陳堯佐と丁謂の政治闘争が影響していることを示している。中央の丁謂と陳堯佐による権力闘争が地方官の治績に波及し、後述のように「丁謂党」と目される胡則らによって戚綸もまた低い評価をつけられ、異動を受けることになったといえる。『続資治通鑑長編』の文脈からは、戚綸を非難した「衆」は杭州の民ばかりではなく、中央の丁謂よりの官僚群も含むのではないかという解釈も可能になる。

次に、曾鞏『隆平集』卷十三に収められた戚綸の伝記における記載は、胡則と李溥が戚綸の「修潔」を憎んで揚げ足を取った、とする。<sup>(24)</sup>先述の『続資治通鑑長編』卷八十二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」においては、胡則の「嘗居杭州肆縱無檢」（以前杭州に住んでいて好き勝手に振る舞い自制しなかった）を戚綸が嫌った、とされていた。史

料ごとに差異はあるが、いずれにしても胡則と戚綸が対立していたのは明らかである。この胡則という人物を理解することが、戚綸の知杭州治績と「捍海塘」、「衆」の背景とそこに示された当時の地方統治を理解する上で必要であろう。

## II 胡則の場合

胡則（九六三—一〇三九）の略歴は、「凶表一」下段の通りである。<sup>(25)</sup>胡則は長い官歴を持ち、各地の地方官を歴任して成果をあげるなど、当時を代表する官僚のひとりである。ただ、その官歴は起伏に富んだものであり、当時の宰相丁謂と強く結びついて浮沈を共にし、<sup>(26)</sup>またたびたび弾劾を受けて左遷されもした。<sup>(27)</sup>胡則自身を表現し、かつ戚綸の「捍海塘」に対する態度を理解する上で、重要な一節が『宋史』卷二百九十九の彼の列伝の中に存在する。<sup>(28)</sup>胡則は「無廉名喜交結尚風義」（清廉の評判が無く、交際を喜び義理を重んじる）であるとされる。実際に「貪縦」（欲深く私利を追求する）により幾度か弾劾を受けているが、清廉の名誉よりも人間関係を重視すると評されている。そもそも、丁謂（長洲人）との強い関係は北宋初期において特に顕著な南北出身者の対立において、南人同士の結びつきという側面がある。<sup>(29)</sup>陳堯佐（閩州西水人）及び戚綸

は北人であり、朝廷の権力争いにおいて、互いに集団をつくり対立していたのである。

また、胡則是杭州の南隣に位置する婺州に属する永康縣の出身であり、地方官として歴任した地域には杭州と杭州周辺の地域が多く含まれる。その出身や官歴ゆえに、杭州という地域に利害関係が生まれていたと考えられる。

胡則の杭州における人間関係については、吳越錢氏の末裔である錢惟演との交流<sup>30</sup>や、杭州に赴任してきた主簿の推挙<sup>31</sup>、寺院との交流<sup>32</sup>など、いくつかの史料で言及がある。注目すべきは、彼が杭州に家を持ち、そこで生活していたという<sup>33</sup>ことである。劉敞『公是集』卷五十一「行狀 先考益州府君行狀」によると、彼の父が知金華縣であった際、胡則の馴染みの同郷人が法を犯し、その裁判を担当することになった<sup>34</sup>。その時、丁憂（父の喪）にあった胡則が請願のためわざわざ杭州から金華にやってきたことが記されている。胡則が丁憂に服したのは乾興元年（天聖二年）（一〇二二〜二四）のこととされ、その時点で杭州に居住していたことが明らかである。

そして、胡則是引退後、杭州にて悠々自適の生活を送り、死後は杭州の龍井に葬られた<sup>35</sup>。官僚として後輩にあたる范仲淹は胡則と極めて親密な交際をしており、彼の文集には胡則に関する文章が数多く見られる<sup>36</sup>。彼が書いた

胡則の墓誌銘には、杭州にて晩年の生活を送る胡則の姿がうかがえる。しかも、朝廷から特別に自分の息子を養老目的で杭州通判に任じてもらっていた。胡則是、杭州に住む人間として知杭州に向き合う立場にあったのではないか。

胡則の地域統治に対する考え方は、彼が各地で地方官として行ってきた治績に反映されていると思われる<sup>37</sup>。既に挙げた范仲淹による墓誌銘から治績を抜き出してみると、「銅を秘匿していた吏を死刑にしなかった」「海上で立ち往生していた夷人交易商を助けた」「官田の取得費用を要求された住民のために申請して減額させた」といったものである。当人を賛美する目的の墓誌銘である以上、やや誇張が入っていることは否めない。ただ、どの記載においても、官府が地域の人々に譲歩する態度を取っていることは明らかである。彼の治績の特徴は官府が譲歩すること、地域に秩序をもたらすものであり、彼にとつては地域に官府が寄り添うことが地域統治の要であったろうと思われる。

以上のようにみみると、胡則是自らと深い利害関係をもつ地域である杭州よりの立場として立ちうること、またその地方統治に対する考え方が、地域の利益重視であったことが明らかになる。では、改めて戚綸と「捍海塘」の関係に戻って、戚綸と胡則の衝突点はどこにあったのかを考

えてみる。

### 3. 「銭氏舊法」——宋初杭州における銭氏と

#### 「捍海塘」

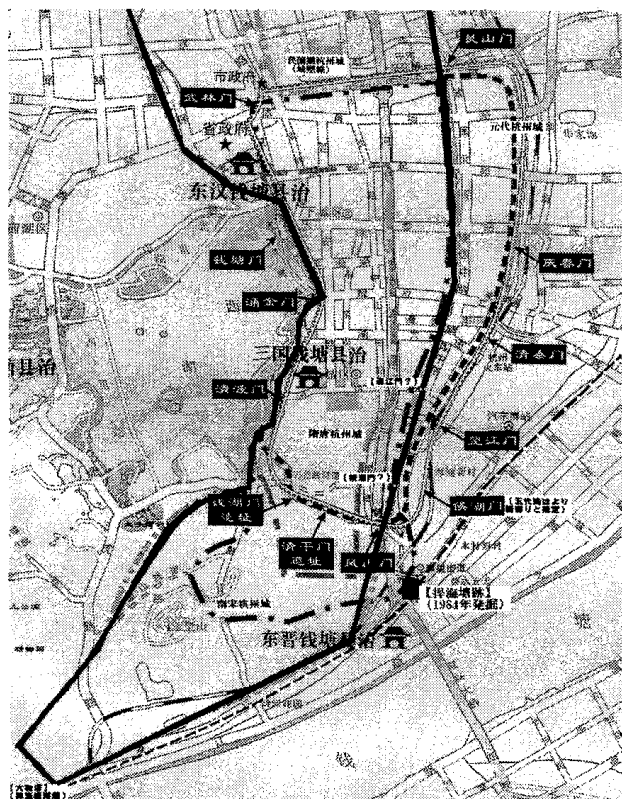
#### I 「捍海塘」とは

まず、「捍海塘」が杭州という地域でどのような存在であったのかを先行研究や史料から概観する（「捍海塘」の地理上の概観については「図表二」を参照<sup>(38)</sup>）。

本田治氏によると、一般的に「海塘は沿江海の耕地を鹹潮の害から護る防潮堤」であり、起源は後漢とも東晋とも

図表二 吳越羅城と捍海塘概図

太実線：吳越羅城 細破線：捍海塘 その他、歴代城壁など、必要に応じて注釈を付した。



いわれるが、その修築事例は八世紀以降宋代から増加し、「瀕江海低湿地開発の進展」に対応する。杭州湾岸の海塘はこの湾独特の激しい潮汐現象が大量の土砂を運び込むことや、大潮大雨と重なると巨大な破壊力で沿岸に被害をもたらす大潮に対抗する必要から造成されたものとしてい<sup>(39)</sup>る。そして、北宋期以降、王朝政府が江南第一の都市・杭州を護る目的で、専門の修治兵である捍江軍五指揮（二〇〇〇人）を配置し、国家の直接事業として行ってきたと述べている<sup>(40)</sup>。

また、山崎覚士氏は、「港湾都市」としての杭州の形成という観点から、「捍海塘」の成立によって州城東南・南部の舟運が安定化し、土砂の城内への侵入がなくなったことで城内への水路も確立されたと述べている<sup>(41)</sup>。それは、杭州が山崎氏の言う「港湾都市」としての基本的な条件を整えたということであり、捍海塘は従来からの運河と組み合わせることで内陸と海外との結節点という杭州の特徴を形成する基礎であった、と言えるだろう。

加えて、「捍海塘」の地域にとっての有用性を考える上で、この「捍海塘」が潮汐を管理する端緒となったことを考慮する必要がある。少し時期は違うものの、寺地遵氏の言及は示唆に富むものである<sup>(42)</sup>。寺地氏は宋元の潮汐論を論じる中で、「潮の干満に応じてクリークの水門を開閉する



ことが范仲淹以来、趙霖・任仁発らによって力説されて「た」という。時期は下るものの潮対策が言及されはじめることへの指摘は、言い換えれば「捍海塘」の工事が、潮管理の面から農業に結びつき、地域の農業に大きな影響をもたらしたことを推測させる。また、小岩井弘光氏は錢塘江の水運を論じる中で、「北宋でも既に杭州の薪炭は錢塘江上流域に依存していた」と述べ、錢塘江下流域の交通は潮汐を利用したその影響を受けるものであったとする<sup>(44)</sup>。この点から、都市を立脚させる物資搬入においても、「捍海塘」の存在は重要であったことがうかがえる。

これらを合わせると、この「捍海塘」は杭州という都市とその住民を守るのみならず、その周囲に広がる耕地と港湾設備をも守るものであり、杭州城内外で生計を立てる住民にとって極めて重要な存在であったことが明らかである。

「捍海塘」を初めて強固なものにしたのは、本田・山崎両氏が挙げるように、呉越国王の錢鏐であった<sup>(45)</sup>。彼は梁の開平四年（九一〇）に、六和塔から艮山門の東（杭州城の南部から東北）にかけて「捍海塘」を建設した。その際に用いられた方法が、いわゆる「錢氏舊法」であった。その方法に関する最も詳細な記載は次のようである。

又大竹破之為器、長數十丈、中實巨石、取羅山大木、長數丈、植之橫為塘。依匠人為防之制、内又以土填

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

之、外用木立於水際、去岸二丈九尺<sup>(46)</sup>。

「錢氏舊法」は堤防のみならず、堤防本体の前に木の柱を打って潮の減殺を図ったり、堤防の内側を埋め立てるなどした総合的防潮プランであった。『咸淳臨安志』などにみえる「柱石之制」はこれらを総括した語と思われる。本田氏によると、「錢氏舊法」はそれまでの土と木による堤から石材を使用した堤への転換点であり、既にみた『宋史』河渠志にみえる張夏に至る石塘化の端緒となるものとされる<sup>(47)</sup>。「錢氏舊法」でも土・木は使われているが、堤防自体を石を詰めた大きな竹籠で構築することは当時考えうる最良の防衛法であり、人々に大きな印象を与えたことは想像に難くない。これに対し、既にみた威綸らの方法が土と木による造営になっっているのは、いかにも応急処置的である。本田氏は杭州の捍海塘の例ではないが、石塘化には土塘に比べ「十倍とも百倍ともいわれる」莫大なコストがかかることを述べている<sup>(48)</sup>。このことから推測するに、威綸の「捍海塘」修理はあくまで応急処置であるものの、応急処置としては十分な成果を挙げたといえるだろう。コストや労役動員という点で、その批判者である李溥の「錢氏舊法」完全復旧に比べれば少ないことは、既に見た『統資治通鑑統編』にて李溥の方法が「數歲功不就、民力大困」（數年でも完成せず、民が大いに疲弊した）となっている

ことから明らかだろう。では、戚綸がなぜ「雖免水患而衆頗非其變法」とされたのか、そして李溥や胡則がなぜ「錢氏舊法」の復活にこだわらざるを得なかったのか。それを理解するためには「錢氏舊法」と造営者の錢鏐にどのようなイメージが与えられていたのかを探るのが有効であろう。

## Ⅱ「錢氏舊法」と錢氏のイメージ

### ―防潮信仰と地域、地方官

既に述べたように、錢鏐の行った「捍海塘」の建築は、杭州という都市とその住民にとって重要であり、潮を防ぎ生活を守る存在として住民にとって大きな印象を与えたと思われる。『宋史』卷九十七「河渠志 河渠七東南諸水下」の該部分をもう一度挙げてみる。

潮江通大海、日受兩潮。梁開平中錢武肅王始築捍海塘在候潮門外、潮水晝夜衝激版築不就、因命彊弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠、既而潮避錢塘東擊西陵。遂造竹器積巨石植以大木、堤岸既固、民居乃奠。

この部分には、既に述べたように、錢鏐の潮に弓を射させる、また「胥山祠」に祈りをささげることと潮を鎮めたという現実に起こり得ない伝説的な部分が混ざっている。

江挾海潮為杭人患、其來已久白樂天刺郡日嘗為文禱於

江神、然人力未及施也。至梁開平四年八月錢武肅始築捍海塘在候潮通江門之外、潮水晝夜衝激、版築不就。因命強弩數百以射濤頭據吳越備史又致禱於胥山祠、仍為詩一章函鑰置海門山詩云為報龍王及水府錢江借取築錢城。

この『咸淳臨安志』卷三十一の記載と併せると、弓を射るという内容は『吳越備史』由来であり、神に祈りを捧げるのは、既に唐の白居易が行っていることが分かる。『吳越備史』は吳越王錢俶の弟である儼が著したものとされる<sup>(49)</sup>ため、北宋初期にはこの記載が成立していたことがわかる。また、宋初期の筆記である孫光憲『北夢瑣言』には、錢鏐が部下に射させたのではなく自ら弓を射て、さらにその結果江中の「羅刹石」が陸地となったという、ますます非現実的な逸話が加えられている<sup>(50)</sup>。吳越から北宋初期の時点で、錢鏐はすでに伝説上の人物となっていたことがうかがえる。鈴木陽一氏によると、錢鏐は早い段階から人格化が始まっており、先行する潮の神である伍子胥と結びついて崇拜を受けていたとされる<sup>(51)</sup>。鈴木氏は明清期の物語を分析し、その説話の形式が南宋の民間芸能由来の形式であることを述べている。既に述べた『吳越備史』及び『北夢瑣言』の内容を考え合わせると、具体的な信仰としてはともかく、北宋初期の時点で既に錢鏐の伝説化が始まっていたと考えられるのである。このように「錢氏舊法」は水利事

業としての実質的効果に加え、錢鏐の伝説化とあいまって杭州の人々にとって欠くべからざる頼るべき存在となっていた。

「錢氏舊法」が現実の施策としても一定の影響力を有していたことをうかがう記載として、戚綸より少し後の時代になるが、沈括『夢溪筆談』卷十一「官政」の記載がある<sup>52</sup>。戚綸たちよりも少し後の「寶元康定」（一〇三八〜四〇）ごろの話として、「杭帥」（知杭州）が「錢氏舊法」（堤防ではなく外側の柱）を崩したことにより水害が多発するようになったこと、さらに「近年」（ここでは神宗期ごろと思われる）になってもコストの問題もありそれに勝る方法を確立できていないことを述べている。この文章からみて、「錢氏舊法」は北宋前半期を通じ、実際の防潮対策でも人々に重んじられていたことがうかがえる。

では、「錢氏舊法」などの錢氏の施策に対して、北宋期前半の知杭州はどのように対応していたのか。以下、いくつかの例を挙げる。まず、范旻は宋朝が派遣した最初の杭州統治者であり、その統治の目的は錢氏政権の統治手法の刷新であった<sup>53</sup>。次に、王濟は戚綸の前任（大中祥符元〜三年、一〇〇八〜一〇一〇）の知杭州であり、西湖の水利を行っているが、その際に引き合いに出されるのは「捍海塘」と同様、白居易と錢氏（錢鏐）の業績であった<sup>54</sup>。宋朝

は錢氏の帰服を受け、統治者の変更を明確にするために范旻による刷新を行ったものの、水利などのシステムについては、従来の錢氏のものを引き継いで行っていたのである<sup>55</sup>。そして、戚綸の後に「捍海塘」修築を手掛け、成功した馬亮の記載では、彼が「伍員祠」に祈ることで神助を受けて成功したという伝説が描かれている<sup>56</sup>。注意すべきは、この「伍員祠」に祈る行為は、既に述べた白居易や錢氏の事例にも出てきているということである。これらの事例からは、白居易や錢氏らが先例として権威化され、それに従うことで成功するという典型が浮かび上がってくる。

以上を踏まえると、北宋初期の知杭州は宋朝の統治開始に際しては錢氏の統治手法の一新を図ったものの、それは主に税制面を中心としており、水利などのインフラ方面については従来の錢氏由来のものを引き継いでいたのである。これは、「錢氏舊法」を含む一連の錢氏の施策とその影響力が追認されたことを示す。

錢氏の施策が引き継がれたということは、言い換えれば権益とそれを受ける豪族の地位が保全されていた、ということでもある。山崎覚士氏は既に挙げた『中国五代国家論』のなかで、呉越錢氏を含む浙東地域の豪族が呉越建国前後に張り巡らせた婚姻ネットワーク、及び水運ネットワークに言及しているが、それらは北宋初期も引き続き杭

州を取り囲んでいたことは想像に難くない<sup>(57)</sup>。

そして、錢氏自体も北宋政府に高い地位で迎えられ、その勢力を保持していた。胡則と関係のあった錢鏐の曾孫である錢惟演は枢密使まで到り、その孫である錢景臻は仁宗の娘を妻とし、さらにその孫である錢端禮は南宋孝宗朝に参知政事となるなど、宋代を通じて多数の官僚を出していた。その中で、錢氏は呉越国王以来の自らのイメージを保持しようとしていた。それを示すのが、『呉越備史』卷二「武肅王下 開平四年」の記載とその部分に引用された、錢鏐が詠んだとされる詩である。

八月始築捍海塘。王因江濤衝激、命强弩以射濤頭、遂定其基。復建候潮通江等城門。初定其基而江濤晝夜衝激、沙岸板築不能就。王命强弩五百以射濤頭、又親築胥山祠仍為詩一章函鑰置于海門。其略曰：為報龍神并水府、錢塘借取築錢城。既而潮頭遂趨西陵。王乃命運巨石盛以竹籠、植巨材捍之。城基始定、其重濠累塹通衢廣陌、亦由是而成焉。<sup>(58)</sup>

### 築塘與海神詩

天分浙水應東溟 日夜波濤不暫停 千尺巨隄衝欲裂

萬人力禦勢須平

吳郡地窄兵師廣 羅刹名高海衆孳 為報龍王及水府

### 錢塘借取作錢城<sup>(59)</sup>

これらの文章からは、錢氏が祖先を杭州の建築者として尊び、それを子孫や人々に知らしめようとする意図を見て取ることができる。錢氏と結びつき、自らも杭州の住人であった胡則にとって、「捍海塘」と「錢氏舊法」は身近な存在であったのである。

ここで改めて戚綸の治績と地方統治を考えてみる。既に見たように、彼は「捍海塘」において、「錢氏舊法」を改めて水害を防ごうとした。その改めようとした方法が「京師部埽匠壕寨赴州、以埽岸易柱石之制」であったことを考えると、戚綸は北方の黄河の方式を「錢氏舊法」に代えて用いようとしていたことになり、その事が杭州人を逆撫でする結果になったと推測される<sup>(60)</sup>。杭州に住む人間である胡則と対立していたこともあわせ、彼の統治の姿勢は先例が持つ地域の権威と衝突するものであった。そのことは杭州を離れた後の事例からもうかがえる<sup>(61)</sup>。知青州であった戚綸が救荒用の米の供出をめぐって土地の豪族である麻氏と衝突し、最終的には知鄆州へと更迭されたことが描かれている。その代わりに知州となった李士衡が硬軟使い分ける方法で対応し成功していることと比べると、戚綸の地方統治が問題を抱えていたことが浮き彫りになる。

胡則と戚綸の衝突は、単に丁謂党とその対立者という政

治的な派閥の關係のみならず、地域の權威にどう相對するかという問題を背景としていた。この時期の知杭州は、錢氏政權以来の秩序に順応し、その權威を尊重しながら地域と柔軟に接していくことが求められていた。その手法を体現していたのが胡則であり、彼は地域に寄り添うことで地方官として成功を収めてきた。<sup>62</sup> それに対し、戚綸は柔軟さを欠いた対応を行い、実際の治績としては成功を収めるものの、結果としては評価されずに任地から追い出されることになったのである。それを象徴する事件が「捍海塘」であつた。「變法」を「非」とした「衆」は、胡則らに代表された地域の住民であつたと言えよう。

#### 4. 後世の治績記述から

— 地域は彼らをどう評価したか

ここまで、実際の「捍海塘」建築をめぐる、どのような背景があり、いかなる力が影響していたのかについて分析してきた。では、戚綸と胡則を後世の記述がどのように評価したのかについてみる。

戚綸はここまでみてきたように、「雖免水患而衆頗非其變法」という評価を公的編纂史料で受けており、その評価は後世においても変わらなかつた。彼は地方官として失敗

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

して左遷されたり、官歴の最後に誣告を受けたりし、しばらく後になって名誉回復が行われた。その経緯も相まって、彼の地方官としての業績は官歴の最初にあつた知太和縣のもののみが記載された。<sup>63</sup> 既にみたように彼は豪族の扱いは失敗し、水利においても評価されなかつた。しかし、かろうじて「学者」としての特性を生かした「論民」という分野で評価されたのである。いわゆる類書として、名人の來歴を姓で分類し、簡略な伝記として紹介する、南宋末期に成つた章定『名賢氏族言行類稿』卷五十二の記載が端的に物語っている。

宋朝戚綸、字仲言、應天府楚丘人也。父同文、字文約。幼孤事祖母以孝聞、從邑人楊慤受經。慤隱居不仕而以女弟妻、同文遇疾因託以家事。同文為葬其三世之未葬者。遭世喪亂亦不復仕、且思見混一、遂以同文為名。慤勉之仕。同文曰：長者不仕、同文亦不仕。聚徒講學、相繼登科者五十六人、踐臺閣者亦至十數。尚信義、善周人之急。所與交皆當世之名士。楊徽之因使至郡、多所酬倡。及卒、徽之與其門人諡曰堅素先生。應天府民有曹誠者、即同文舊居廣舍百五十楹聚書千餘卷、以延學者。真宗嘉之、賜名曰應天府書院、云。同文長子曰維、仕至戸部郎中。綸其次子也。篤於古學、善談名教、舉進士為沂州簿。徙知泰和縣。同文卒、特

詔令起復。泰和民險悍好興訟。綸為勸民詩五十篇、言近而易曉、老幼多傳之。<sup>64</sup>

この史料では、彼の伝記の大半を、父である戚同文の記述（傍線部）が占めている。そして、彼の後半生の業績は描かれず、太和縣までの事蹟のみが描かれた。彼の多くの伝記史料では、これと同じように戚同文の記載が多くを占め、地方における治績の内容は太和縣のもののみ描かれていた。<sup>65</sup>南宋期以降、彼は宋代の書院の先駆けを作った偉大な戚同文の息子として、そして学者官僚として描かれるようになっていくのである。

胡則が、後世に祠が作られ「靈驗」の認定や賜額を経て、次第に尊崇を集め、現代に至る一大民間信仰の対象になったことについては、既に朱海濱氏や陸敏珍氏ら数多くの言及がある。<sup>66</sup> 祠廟を中心とした信仰あるいは宗教的背景については十分な言及があるためここでは触れない。<sup>67</sup> ここでは杭州に関わる部分について限定して述べ、彼が杭州という地域でどのように評価されていたかをうかがう。

胡則の死後、彼に対する評価の基準になったのは既にみた范仲淹による墓誌銘である。これが付されたことにより、杭州にある彼の墓は范仲淹の名声も相まって文献に記載されることとなる。それら史料のなかで、『咸淳臨安志』<sup>68</sup> 卷八十七「塚墓」に、興味深い記述がある。胡則の墓につ

いての記載で、肩書が「知杭州」となっていることである。彼は杭州に居住したためその地に墓があるのだが、あたかも知杭州であったのが墓を置いた理由のように描かれている。また、范仲淹の墓誌銘などの同時代史料には知杭州としての彼の目立った治績は書かれておらず、ことさらに「知杭州」をつけるのは彼を杭州という地域に引き付けようとする記述者の意識の表れではないか。

南宋前期の史料『乾道臨安志』<sup>69</sup> 卷三「牧守政績附 国朝」には胡則の評価についての記載がある。『乾道臨安志』にも特に治績内容の記載はないのだが、二度目の知杭州の記載に胡則の評価として、「少有清名尚風義」（若くして清廉の名声があり、義理を重んじた）という語句がみえる。既に述べた通り、彼の『宋史』の列伝における評価は「無廉名喜交結尚風義」である。この『乾道臨安志』では、あたかも「清名」をもっていたように記載が変化しているの<sup>70</sup>である。

また、南宋末期の杭州（臨安）を描く呉自牧『夢梁録』<sup>71</sup> 卷十四「祠祭 仕賢祠」には、胡則の知杭州時に「惠政」があつたとし、「在郡無江湖之患」（彼が郡にいた間潮害がなかった）という内容が記載されている。これが淳祐年間（一二四一〜五二）に建てられた彼の廟を説明する記事であることも考えると、彼の「神」としての威光が治績記述

を生みだした可能性が高い。ついに、胡則是南宋末期になつて杭州の名地方官になつたのである。その内容が「在郡無江湖之患」であることは、錢氏が作つた「錢氏舊法」にこだわり、戚綸の治水工事に反対した胡則に与えられた名誉として、非常に興味深い。

地方官としての彼の名声が実際に杭州における地方統治に影響したケースが、南宋中期に書かれた趙善括『應齋雜著』卷一「奏議」の記載に見られる。<sup>(72)</sup> 淳熙年間（一一七四～八九）ごろに奏上された臨安府の丁錢の免除希望が、「胡則在朝衢婺遂蠲」（胡則が朝廷において衢州・婺州の丁錢を免除させた）という事例を引き合いに出して語られている。この「胡則在朝衢婺遂蠲」は胡則の祠廟が永康縣に建設されるきっかけであつたとされている。にもかかわらず、この「胡則在朝衢婺遂蠲」という治績は、「郡志」に記載されているというコメントのみ存在しその根拠となる史料が全く見当たらない、おそらく伝説と思われるものである。<sup>(73)</sup> このような伝説が、上奏文の根拠として使われていることを考えると、南宋においては、既に士大夫階層の間に胡則のエピソードが流布していたことがうかがえる。さらに、前掲の『夢梁錄』卷十四の記載に見たように、南宋後期には杭州にも胡則の廟が存在したことをあわせると、<sup>(74)</sup> 杭州人にとつても、胡則是尊崇の対象となつていたことが

推測される。

胡則への尊崇の現れ方を明確に示しているのは、元の黄潛『文献集』にみられる、胡則の墓に詣でた際に作られた三つの文章であろう。

#### 南山題名記

婺之宦學於杭者、每歲暮春必相率之南山、展謁鄉先達故宋兵部侍郎胡公墓、仍即其廟食之所致祭焉。竣事、遂飲于西湖舟中、以叙州里之好。<sup>(75)</sup>

甲辰清明日陪諸公入南山拜胡侍郎墓回泛舟湖中作

日終甲子斗直辰 持觴遠酌胡侯墳 兩槩趁鷗背城闔  
四十有四同州人 半為吳語如季真 湖窮岸出水陸分<sup>(76)</sup>

#### 胡侍郎廟碑陰記

胡公仕宋、為時名卿。婺之永康實公鄉邑。：杭之南山龍井源公墓、次有顯應廟、勅命在焉。廟不書賜額而以顯應名者、因初進封之號也。：宋初婺之第進士者自公始。至其季年、方氏有大治丞應龍、以進士起家而族日益大。其子孫相率致力於祠事、彌久弗懈者。盖亦視公為鄉先達而知所敬慕、不徒効俚俗徼福於公而已。廟之創造以至元二十六年、重興以至正九年、新廟告成以記來謁於潛曰：<sup>(77)</sup>

これらからは、元朝期に胡則の尊崇が杭州で広まっていた様子をうかがうことができる。「南山題名記」に見えるように、杭州で学ぶ婺州の出身者たちは毎年の晩春に胡則の墓参りを行っていたが、それは胡則が彼らの「郷先達」であったからである。「甲辰清明日陪諸公入南山拜胡侍郎墓回泛舟湖中作」に見えるように、婺州の出身者は杭州に比較的多く、このような機会を通じて集まり、「半為吳語」というように故郷の言葉を話して懐かしんでいたのである。それは言い換えれば、普段は故郷の言葉を話さない環境にいたということであり、次第に外地に拡散し定住していく様子でもある。そして、「胡侍郎廟碑陰記」に見えるように、新たに墓の脇にその廟を再建することになったのである。これらの文章からは、胡則が婺州人の象徴として機能していたことと共に、それが杭州という場所に溶け込んでいく様子がうかがえる。既にみた「知杭州」という肩書を付される記載や、評価されて治績のある記載をあわせると、胡則が南宋の後半以降、次第に杭州でも尊崇の対象となっていくことが明らかである。知杭州に逆らって地域の利益を優先した胡則は、杭州において「知杭州」として尊敬を勝ち得たのである。

以上のような戚綸と胡則の治績記載のあり方を比較すると完全に対照的な結果となっている。戚綸は実際に水利を

行いながらもそれが「衆」に評価されず、最終的には学者官僚としての名声が残り、地方官としては評価されなかった。胡則はその戚綸に逆らって自らの住む地域の利益や権威を保護しようとし、地域からの尊崇を南宋末期には勝ち得て「知杭州」としても評価された。評価が分かれた原因には地域に対しどのようなように接するべきかという地域の要求があった。その要求を明らかにしたのは「捍海塘」という水利事業であり、その要求にこたえたか、否かによって後世の評価が分かれたのである。

#### おわりに

以上のように、北宋期杭州における一水利事業「捍海塘」を手がかりに、その実行者である知杭州・戚綸と、反対者である杭州の住人・胡則がどのように対立し、彼らが地方統治に対していかなる意識を持っていたかを分析し、最後に彼らがどのように後世の士大夫階層あるいは杭州という地域から評価されたのかを述べた。本稿で扱ったのは杭州という限られた地域の特定の二人の士大夫に絞ったものであり、北宋初期の地方統治とそれに対する地域、そこに住む士大夫階層の思考という大テーマを解明するうえでは極めて小さな事例にすぎない。だが、この事例は同時に



北宋初期の地方統治における特徴的な部分をいくつか示しており、その意味で取り上げるのにふさわしいものだったと考えている。

まず、北宋初期において中央から派遣された知州ら地方官は、地域に融和的な政策をとることが概ね望ましいとされていた。その背景には、五代期から築かれていた地域における秩序とそれに付随する利害関係があり、宋朝政府はまずそれを整理していくことが要求されていたのである<sup>(78)</sup>。加えて、宋朝政府内の南北対立は地域にも影響を与え、北人による南人地域の支配を一層繊細で難しい問題へと変えていた。戚綸は北人が北方のやり方で南方を治めることの難しさを露呈した例であり、地域と衝突してしまったために、実際の効果とは関係なく悪い評価を受けるようになった。

次に、既存の秩序を主張する地域に対し、中央は妥協点をもとめて模索を行っていた。中央の管理が制度的にも権威的にも未だ追いつかない時期であり、胡則らは地域の代表として、(胡則と丁謂、あるいは彼の治績に見られるような<sup>(79)</sup>強い人間関係をてこに、主張を行っていたのである。住人であるにも関わらず胡則を二度も知杭州に任命し、引退後にその息子を杭州通判に任命するなどの宋朝政府の対応は、そのような地域のやり方を追認するものだった

たのではないか。加えて、『続資治通鑑長編』など編纂史料における銭氏や胡則の伝説や治績の公認は、その地域性を中央が認め、取り込んだ証なのではないか。

さらに、戚綸と胡則の治績は後世の士大夫階層に引き継がれ、あるいは強調されあるいは捨象され、その考える地方統治の歴史のなかに治績記述として再構成されていた。戚綸は結局地方官として治績記載をされず、父である戚同文の書院建設の功業の陰に隠れた。一方、目立った治績を持たなかった胡則はよき「知杭州」としての評価まで得ることになった。その背景には南宋期以降の士大夫階層における彼らの治績への評価及び個人への尊崇があった。戚綸の「捍海塘」修築は「銭氏舊法」を意識する治水の歴史記述のなかで否定的に扱われ、よい治績として認められなかった。胡則の場合、婺州に始まる尊崇の中で真偽不明の「在朝衝婺遂蠲」が浮上し、士大夫階層のなかで常識として扱われ、そこから「知杭州」の治績にまで至ったのである。

そして、地域の歴史という観点から考えると、北宋初期の杭州という場所は、呉越国そして銭氏という前提のもと、すでにさまざまな地域意識のもととなる地域固有の物語を有していたと思われる。今回検討した「銭氏舊法」のように、地域にとって重要な建造物とそれに付随する過去

の歴史といった都市の象徴としての存在が次第に語られ始め、将来の祠廟建設や錢鏐に対する信仰へと結びついて行ったのである。それは当地に赴任する地方官にとつて、把握すべき地域の秩序の一端となったことは間違いない。范仲淹の治績の背景には、胡則からの教示が想像される。また范仲淹を含む杭州たちは地域の秩序を理解して、知杭州の治績の系譜を編んでいったのだろう。

以上が今回の分析のなかで明らかにした、彼らの治績の特徴である。北宋初期という時期にあつて、地域が既にある種の地域性の主張を持っていたこと、地方官はそれを追認し融和していかねばならなかったことは、以降の知杭州の分析に繋げていく上で鍵となる要素であろう。北宋中期（仁宗期～神宗改革期）では、宋朝政府の管理体制がある程度整備され、地域の主張のあり方も変化するが、知杭州の治績はどのように結びつくのか。また、後世における評価がどのような要素により変化するのか、などの問題を解明していきたい。なお、地域の権威の形成という問題については、紙幅の都合もあり、別稿にて事例説明を行いたい。<sup>80)</sup>

※註に引用した史料原文のうち、註小字については傍破線を付した。

## 註

(1) 拙稿「名臣」から「名地方官」へ——范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五三輯第四分冊、二〇〇八)を参照。周知のように宋代における杭州は江南第一の都市として発達し、地域に対する言及や史料が同じ時代の他地域にくらべて豊富である。前稿では地域性の問題にあまり踏み込めなかったが、范仲淹へと連続する知杭州とその治績を扱うことで、宋代の地域性という問題を考える端緒に至ることができればと考えている。

(2) 地域性の問題に関しては数多くの議論が重ねられてきた。議論の過程については、Paul Jacob Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History* (Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2003)、包偉民「精英們、地方化」了嗎——試論韓明士『政治家与紳士』與『地方史』研究方法」(『唐研究』一一卷、北京:北京大学出版社、二〇〇五)及び包偉民・魏峰「宋人籍貫觀念述論」(『浙江大学学报(人文社会科学版)』、二〇〇七年一期)などを参照。個別の研究としては、岡元司「南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合」(『史学研究(広島大学)』二二二号、一九九六)、小島毅「中国近世における礼の言説」(東京大学出版会、一九九六)、須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程——祠廟制の推移を中心として」(『東洋史論集(東北大学)』九号、二〇〇三)、山口智哉「宋代郷飲酒礼考——儀礼空間としてみた人的結合の「場」」(『史学研

究(広島大)二二四一号、二〇〇三)などがある。

(3) 地方統治のあるべき理想像、が統治の規範意識である。筆者は宋代(特に南宋期)に、士大夫階層の成長や出版の発達などにより、士大夫階層の中に模範的な地方官像が形作られたのではないかと考えている。前掲拙稿「名臣」から「名地方官」へ」を参照。

(4) 中央政府の側から見た統治の手段としての地方官に対する研究は、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という視点により進められた。郷村の搾取に立脚する政府という関係を軸に、郷村―政府の対立間をつなぐ存在としての胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」(『史林』三〇巻一号、一九四五)及び「宋代集県制度の由来とその特色」(『史林』三六巻二号、一九五三)、佐竹靖彦「作邑自箴」の研究」(『人文学報(都立大)』一三三八号、一九九三)などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の論俗文」(宋代史研究会『宋代の政治と社会』、汲古書院、一九八八)の説明、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、一九九六)を参照。一方の地域から見た地方官としての研究は、近藤一成「宋代士大夫と社会―黄榦における礼の世界と判語の世界」(『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、一九九六)などがあるが、まだ数量的にも不足である。

(5) 治績記述とは、ある地方官の統治の結果を描いた記述であ

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

る。基本的にその統治を称賛し、記録して語り伝えるために記述される。それを人々が引用して文章などで使用する、あるいは改めて評価を行うことで統治の記憶が重層化されていく。士大夫階層全体からみれば、あるべき地方統治の模範となり、規範意識を生みだす。また、地域の立場から見れば、自らの地域に行われた名人の訪問あるいは善政の記憶であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。前掲拙稿「名臣」から「名地方官」へ」を参照。

(6) Peter K.Bol "Neo-Confucianism and Local Society, Twelfth to Sixteenth Century: A Case Study", Paul Jacob Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History* (Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2003)・ブーター・ボル(鈴木弘一郎訳)「地域史と後期帝政国家について―金華の場合」(『中国―社会と文化』二〇号、二〇〇五)、及び Peter K.Bol, *Neo-Confucianism in History* (Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2008) の該当部分を参照。

(7) 須江隆「修復された碑文「唐緡雲縣城隍廟記」―記録保存の社会文化史研究に向けて」(『立命館文学』六一九号、二〇一〇)。地域性の文献に関連する研究としては、その他、同「呉郡圖經續記」の編纂と史料性―宋代の地方志に関する一考察」(『東方学』一一六輯、二〇〇八)、「ある北宋知識人の日常と生涯―朱長文に関する伝記史料の解析を中心に」(『史叢(日本大学)』七八号、二〇〇八)、「宋代地誌序跋文考(一)」(『人間科学研究(日本大学)』四号、二〇〇七)、「宋代地誌序跋文考(二)」―『乾道四明圖經』の史料性に関する

二、三の考察」(『人間科学研究(日本大学)』六号、二〇〇九)などがある。

(8) 山崎覺士『中国五代国家論』(思文閣出版、二〇一〇)。

(9) 山崎前掲書「序論」を参照。

(10) 「浙江通大海、日受兩潮。梁開平中錢武肅王始築捍海塘在候潮門外、潮水晝夜衝激版築不就、因命彊弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠、既而潮避錢塘東擊西陵。遂造竹器積巨石植以大木。堤岸既固、民居乃奠。逮宋大中祥符五年杭州言：『浙江擊西北岸益壞稍逼州城、居民危之。即遣使者同知杭州戚綸轉運使陳堯佐、畫防捍之策。綸等因率兵力籍梢樁以護其衝。七年綸等既罷去、發運使李溥內供奉官盧守勲經度以為非便、請復用錢氏舊法、實石於竹籠倚壘為岸、固以椿木環亘可七里。斬材役工凡數百萬、踰年乃成而鈎末壁立、以捍潮勢。雖湍湧數丈不能為害。至景祐中以浙江石塘積久不治、人患墊溺。工部郎中張夏出使因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治、衆賴以安。邦人為之立祠、朝廷嘉其功封寧江侯。』」(『宋史』卷九十七「河渠志 河渠七東南諸水下」)。

(11) 「江挾海潮為杭人患、其來已久白樂天刺郡日嘗為文禱於江神、然人力未及施也。至梁開平四年八月錢武肅始築捍海塘在候潮通江門之外、潮水晝夜衝激、版築不就。因命彊弩數百以射濤頭據吳越備史又致禱於胥山祠、仍為詩一章函鑰置海門山詩云為報龍王及水府錢江借取築錢城。既而潮水避錢塘東擊西陵、遂造竹落積巨石植以大木、隄岸既成久之、乃為城邑聚落。凡今之平陸皆昔時江也。潮水衝突不常、隄岸屢壞。大中祥符五年郡守戚綸與兩浙轉運使陳堯佐申請：遣使自京師部埽

匠壕塞赴州、以埽岸易柱石之制。雖免水患而衆頗非其變法。七年詔江淮發運使李溥同內供奉官盧守勲按視、復依錢氏立木積石之制、仍令守勲專掌其事。是時水方大溢。九年郡守馬亮禱於子胥祠下、明日潮為之却又漲橫沙數里、隄遂以成。及景祐中隄復壞。兩浙轉運使張夏作石隄十二里、因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治。杭人德之、作廟堤上。今昭旣廟是也詳見祠廟門。』(『咸淳臨安志』卷三十一「山川 浙江 捍海塘」)。

(12) 『宋史』の記載は、おそらくその前提となる国史の記載に由来している。『咸淳臨安志』の記載がかなりの部分で『宋史』と重複することから考えて、同様に国史を参照しているものと思われる。一方で、重複しない部分が『宋史』の列伝、あるいは『宋会要輯稿』『続資治通鑑長編』の記載に重なることから、『咸淳臨安志』の記述は『宋史』の記述に至る前の史料のかたまりを示している可能性がある。

(13) 「大中祥符七年十月江淮發運使李溥言：准詔與內供奉官盧守勲按視杭州江岸、請依錢氏舊制立木積石以捍湖波、從之。仍令守勲專掌其事。初江潮悍激止及西興、至是直抵州城。知州戚綸轉運使陳堯佐請累梢為岸、既成。會綸等徙任、或言其非便、故令溥等視而改之。」(『宋会要輯稿』方域卷十七「方域志」)。

(14) 「初錢塘江隄以竹籠石而潮嚙之、不數歲輒壞而復理。轉運使陳堯佐曰：隄以捍患而反病民。乃與知杭州戚綸議易以薪土。有害其政者言於朝、以為不便。參知政事丁謂主言者、以綸堯佐。堯佐爭不已。謂既徒綸揚州、癸未又徙堯佐京西路。

發運使李溥請復籠石為隄、數歲功不就、民力大困。卒用堯佐議隄乃成。此事與本志不同當考。『統資治通鑑長編』卷八十二「真宗 大中祥符七年五月壬辰」。

(15) 「祥符錢塘江隄 杭州江隄舊以竹籠石、而潮齧之、率數歲輒復壞。祥符七年潮直抵郡城。守臣戚綸漕臣陳堯佐議、實薪土以捍之。實錄云累木為岸 或言非便、命發運使李溥按視。十月壬戌溥請如錢氏舊制、立本積石以捍潮波從之。其後踰年隄不成卒用薪土。」『玉海』卷二十三「地理 陂塘堰湖 隄隄」。なお、より早い記載として、北宋晚期ごろの著者不明の筆記『楓窓小牘』巻上にも同様の記載がある。

(16) 「部」とはおそらく水部（工部に属し、主に治水關係を担当する）である。「埽」とは主に黄河の治水に用いられた堤防とその工法を指し、吉岡義信氏の説明によると「…蘆荻と竹で組んだ芟索を密に敷き、山木榆柳の枝葉からなる梢をその上にして、その上に更に芟索、梢を重ね、碎石を混ぜた土で圧縮し、（中略）卑薄地に積み重ねる」という。「壕寨」とは、現場で職人・人夫らが滞在する宿舎のこと。吉岡義信『宋代黄河史研究』（御茶の水書房、一九七八）第一章「黄河の自然」及び第二章「宋代の河役」参照。

(17) 前の註（10）で挙げた『宋史』巻九十七「河渠志 河渠七 東南諸水下」より「工部郎中張夏出使因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治、衆賴以安。邦人為之立祠、朝廷嘉其功封寧江侯。…」を参照。

(18) 昌彼得等編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、一九七九）をもとに、加筆を行った。

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

(19) 戚同文の列伝については、『宋史』巻四百五十七「列傳 隱逸上 戚同文」を参照。また、戚同文の弟子としてよく引き合いに出されるのが、筆者が以前検討した范仲淹である。例えば、呂本中『童蒙訓』巻下にある文章では、前半で戚同文の事績が、後半で范仲淹の苦学の逸話が語られている。

(20) 『統資治通鑑長編』巻七十一「真宗 大中祥符二年二月庚戌」に、賜額と書院建設についての記載がある。「應天府書院」については、王應麟『玉海』巻二百六十七「宮室 院上 宋朝四書院」にその概略が記されている。

(21) 『嘉泰會稽志』巻三「姓氏」の項目に次のような記載がある。「戚氏、衛大夫。食采於戚、因氏焉。漢有臨轅侯戚皐。南史儒林傳有戚衰。本朝睢陽人戚同文、號正素先生。子維為職方郎中、綸為樞密直學士。望出齊郡、其後儒學世有人。或問曾南豐以宋之世家。南豐以戚氏對。」この記載からは、曾鞏が戚家を北宋の代表的な「世家」とみなしていたことがうかがえる。

(22) 「…（大中祥符）三年、擢樞密直學士、上作詩寵之。祀汾陰復領發運之職、居無何出知杭州、就加左司郎中。屬江潮為患、乃立埽岸以易柱石之制。雖免水患、而衆頗非其變法。胡則時領發運、嘗居杭州肆縱不檢、厚結李溥、綸素惡之。通判吳耀卿則之黨也、伺綸動靜密以報則。則時為當塗者所昵、因共摺撫綸過、徙知揚州。惟揚亦溥則巡內、持之益急、求改僻郡、徙徐州。」『宋史』巻三百六「列傳 戚綸」。

(23) 「江淮制置發運使胡則、嘗居杭州肆縱無檢。知州戚綸惡之。通判吳耀卿則之黨也、伺綸動靜密以報則。則又厚結李溥、溥

方為當塗者所昵、因共摺摭綸過。癸卯詔徙知揚州、維揚亦溥則巡內、持之益急、綸求換僻郡。是冬又徙徐州。本傳云：江潮為患、綸立埽岸以易柱石之制。雖免水害而衆頗非其法。按此即陳堯佐傳所載與丁謂爭議者、蓋堯佐及綸同議變法、謂先徙綸、相繼徙堯佐。二傳各載其事、若不相關。今取而聯合之、然所以徙綸又不獨緣作堤也。故因堯佐徙使、乃并書。『統資治通鑑長編』卷八十二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」。

(24) 「…出知杭州、發運使胡則李溥惡其修潔、相與摺摭。徙揚徐青鄆州、復為勸農使王遵誨李仲容所誣奏、謂常訕朝廷。降太常少卿分司、卒年六十八。…」『隆平集』卷十三「侍從戚綸」。

(25) 従前の戚綸同様、下記の略歴は昌彼得等前掲書をもとに、加筆を行った。また、胡則の経歴を概観する上では、胡宗楹『胡正惠公年譜』（浙江図書館蔵、民国二十一年一九三二永康胡氏夢選樓刊本）を参照している。その他、彼が死後神として祀られ、現在まで信仰が続いていることについて、朱海濱氏・陸敏珍氏らの研究が存在している。主に参照したのは以下の論文である。朱海濱「近世浙江の胡則信仰」（『東洋学報』八六卷二号、二〇〇四）、「胡則信仰の地域性—兼談民間信仰與自然区域、行政区域的關係」（『歴史地理研究（復旦大学）』三、二〇一〇）、「民間信仰の地域性—以浙江胡則神為例」（『社会科学研究』、二〇〇九年四期）、「僧侶、士人與胡則信仰」（『復旦学報（社会科学版）』二〇〇七年六期）。陸敏珍「区域性神祇信仰の伝承及其对地方的影響—以浙江胡公大帝「信仰為例」（『北京理工大学学报（社会科学版）』七卷

六期、二〇〇五）、「従宋人胡則的神化看民間地方神祇的確定率」（『浙江社会科学』、二〇〇三年六期）。その他民俗学的見地からの「胡公廟」の研究は数多い。朱海濱氏・陸敏珍氏論文の参考文献項目を参照。

(26) 沈括『夢溪筆談』卷九「人事一」には、胡則が進士合格したばかりの丁謂を厚く歓待し、将来の拔擢を願った逸話が書かれている。この逸話は他の多くの書物にも記載されており、後世の人間にとつての彼らの結びつきのイメージを示している。また、北宋晩期の王銍『四六話』卷上などには、失脚後の丁謂に胡則のみ変わらぬ付き合いを続けた逸話が書かれている。

(27) 丁謂関連だけでも、鞠詠らに弾劾を受けている。『統資治通鑑長編』卷一百九「仁宗 天聖八年九月」の項目、及び『宋史』卷二百九十七「列傳 鞠詠」などを参照。また、各地に任官した際も、京西転運使（「南京訛言未及奏」、『統資治通鑑長編』卷九十三「真宗 天禧三年正月」を参照）、河北都転運使（「假官名買酒場」、『統資治通鑑長編』卷一百十「仁宗 天聖九年六月」を参照）など、丁謂関連以外にも問題を発生させ、左遷などの処罰を受けている。朱海濱前掲論文「僧侶、士人與胡則信仰」を参照。

(28) 「…則無廉名、喜交結尚風義。丁謂貶崖州、賓客隨散落。獨則間遣人至海上、饋問如平日。在福州時、前守陳絳嘗延蜀人龍昌期、為衆人講易得錢十萬。絳既坐罪、遂自成都械昌期至、則破械館以賓禮、出俸錢為償之。』『宋史』卷二百九十九「列傳 胡則」。

(29) 吉岡義信「北宋初期における南人官僚の進出―特に王欽若・丁謂の場合」(『鈴峰女子短期大学研究集報』二号、一九五五)を参照。また、南北対立の実態に迫るものとして、衣川強「宋代官僚社会史研究」(汲古書院、二〇〇六)第一章「宋代宰相考」及び第七章「結び」、木田知生「北宋時代の洛陽と士人達―開封との対立のなかで」(『東洋史研究』三八巻一号、一九七九)、小林和夫「徐鉉逸話考」(『史観』一三四冊、一九九六)を参照。

(30) 陳振孫「直齋書錄解題」巻二十「詩集類下」に、「盧載雜歌詩一卷 盧載厚元撰集中有與胡則錢惟演往來詩」という一文が見える。この本は「直齋書錄解題」以外に記載がなく、早くに佚した本と思われる(盧載は王明清『玉照新志』に記載の見える宋初期の宰相・盧多遜の子孫か)。なお、錢惟演は丁謂の姻戚であり、共に寇準を追いおとしたとされ、後に袂を分かつものの胡則と同じ党派に属していた。『宋史』巻三百十七「列傳 錢惟演」参照。

(31) 沈邁「西溪集」巻十「尚書職方郎中致仕劉公墓誌銘并序」中に、「為福州懷安尉、杭州仁和主簿。徐奭胡則等數人薦其材、擢為大理寺丞、知越州蕭山縣。」という部分がある。なお、この文章を書いた沈邁も杭州人であり、また知杭州として赴任した経験を持つ。

(32) 杭州靈隱寺の僧・釈契嵩の『鐔津集』巻十一「書啓状」には、「接杭州知府觀文胡侍郎先狀」として、赴任する胡則に対するあいさつ状が載せられている。その他、彼は王欽若とともに寺院建造に寄付を行ったり(『明』貝瓊『清江文集』

巻十七「金陵集 蘆蘆堂記」に記載あり)している。胡則は杭州のみならず、地元や赴任地の寺院の修復や復興を好んで行っており(『明』宋濂「金華人」『文憲集』巻十五「銘 惠香寺新鑄銅鐘銘」にみえる浦陽大蘭寺、(『明』蘇伯衡「金華人」『蘇平仲文集』巻十一「碑銘記品 悟真寺碑」にみえる麗水悟真寺など)、篤い仏教信者であったことがうかがえる。朱海濱前掲論文「僧侶、士人與胡則信仰」では、後世の胡則の「神化」に寺院や僧侶が廟の管理や伝説の創成などで大きな役割を果たしたとあるが、このような胡則自体の態度もそれに一役買ったものと思われる。

(33) 竺沙雅章氏によると、このように官職に関連する形で本籍の外に仮住いする「寄居」が宋代を通じて盛んであり、特に冗官問題が顕著になった北宋後期以降、寄居する者たちの地方政府に対する関与や不正が頻発したとされる。胡則の場合、嚴密には氏の言われる「寄居」とは違うものの、特徴に多く類似点がある。「宋代官僚の寄居について」(『東洋史研究』四一巻一号、一九八二)参照。

(34) 「改大理寺丞知婺州金華縣。縣治城中民以織作為生、號稱衣被天下、故尤富。是時禁網尚闊、守丞至者不甚以廉、自持吏民有所請求、輒移縣改章易辭以為俗。公一一絶之、善善惡惡、貧弱者得職。胡則以太常少卿丁憂居杭州、其鄉人所親有犯法者、公持之。則欲為之請、自杭州來見、公既見但叙平生、卒不敢言而去。…」劉敞「公是集」巻五十一「行狀 先考益州府君行狀」。

(35) 「寶元二年六月十八日尚書兵部侍郎致仕胡公薨于餘杭郡之

私第。明年二月十有一日葬于杭之錢塘縣南山履泰鄉龍井源、以夫人穎川郡君陳氏祔焉。禮也。…得請加兵部侍郎致仕。朝廷命長子通判錢塘、以就養。又六年而終。享齡七十有七。天子聞而悼之、進一子官。…及退、居西湖乘畫舫、擊清波深樽雅絃、左子右孫與交親笑歌、於時歲之間浩如也。人不謂之賢乎。…」范仲淹『范文正集』卷十二「墓誌銘 兵部侍郎致仕胡公墓誌銘」。

(36) 范仲淹との交流は、確認できるものでは天禧五年(一〇二二)に范仲淹と詩の唱和をしているのが最初である。特筆すべきは、天聖九年(一〇三二)に胡則が知陳州として赴任した際、范仲淹も通判陳州として赴任し、その際胡則は范仲淹を「以国士遇之」とされている。前掲『胡正惠公年譜』を参照。

(37) 「…池州永豐監得匿銅數萬斤、吏懼當死。公思之曰…昔馬伏波哀重囚而縱之、前史義焉。今銅尚在、吾忍重其貨而輕數人之生耶。咸以羨餘籍之。…在廣南西路、有大舶、困風于遠海、食匱資竭久不能進。夷人告窮于公、公命瓊州出公帑錢三百萬以貸之。吏曰…夷本亡信、又海舶乘風無所不之。公曰…遠人之來、不恤其窮。豈國家之意耶。後夷人卒至輪上之貨、十倍其貸。朝廷省奏而嘉焉。…在福唐、有官田數百頃、民輸租食利舊矣。至是計臣上言、請就鬻之、責其估二十萬貫。民不勝弊。公奏之未報、章三上、且曰…百姓疾苦、刺史當言之而弗從、刺史可廢矣。乃有俞詔減其直之半、而民始安。」前掲『范文正集』卷十二「墓誌銘 兵部侍郎致仕胡公墓誌銘」より。なお、冒頭の第一部「池州永豐監」は『続資治通鑑長

編』卷八十「真宗 大中祥符六年二月」にも記載がある。また、第三部「在福唐」は『宋会要輯稿』食貨卷六十三「仁宗天禧五年」にも記載がある。

(38) 「図表二」は、『杭州市地図集』(北京…中国地図出版社、二〇〇四)内の「杭城歴史変遷図」を基礎とし、前掲山崎書第八章「港湾都市、杭州」を参考として制作した。

(39) 本田治「宋・元時代浙東の海塘について」(『中国水利史研究(大阪市立大)』九号、一九七九)を参照。

(40) 本田治「宋代杭州及び後背地の水利と水利組織」(梅原郁編『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、一九八四)を参照。

(41) 山崎前掲書第八章「港湾都市、杭州」を参照。

(42) 寺地遵「宋元時代の潮汐論とその社会的背景」(『広島大学文学部紀要』三四卷、一九七五)を参照。

(43) なお、錢鏐による捍海塘の工事の際、潮位を図る目的で鉄幢が江の中に設置されている。

(44) 小岩井弘光「宋代錢塘江流域の交通について」(『東洋史論集(東北大学)』一輯、一九八四)を参照。

(45) 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」、山崎前掲書第八章「港湾都市、杭州」を参照。

(46) 錢惟演「曾大父武肅王築捍塘遺事」より抜粋。該史料は〔清〕錢文瀚『捍海塘志』(武林掌故叢編に収録)に所収。ただし、この史料の内容はともかく、その著者と題名、書かれた時期については大いに疑いがある。管見の限り現存する宋代史料にそのような文章はない。筆者が見た『吳越備史』



(東洋文庫蔵、北平図書館旧蔵本の景照本、元は〔明〕萬曆二十七年一二五九九)ごろの成書と思われる旧鈔本)には、錢鏐以来二十四世孫とする錢受徽の輯とある卷六「雜考」があり、そこにはおそらく彼の手による「鉄箭考」という一文がある。その「鉄箭考」はほぼ「曾大父武肅王築捍塘遺事」と同一の文章であった。考えるに、この『呉越備史』もまた二十五世孫・錢岱によって編まれており、『捍海塘志』を三十世孫・錢文翰が編む際に参考にしたことが予想される。推測であるが、その二十五世から三十世に渡るとこの間で、「鉄箭考」がその表題を変えられたのではないか。ただ、この「鉄箭考」も考察の一般的な体裁とやや異なっており、嚴密な文章の来歴は不明である。また、同様の文章は〔清〕呉任臣『十国春秋』卷七十八「武肅王世家下 天寶二年八月」に、「昭勲録」からの引用、「清」翟均廉『海塘録』卷二十六「雜志」には「呉越備史」及び「錢塘縣志」からの引用として記載されている。いずれにしても錢惟演の作とは書いていない。

(47) 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」を参照。

(48) 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」を参照。

(49) 神田信夫ほか編『中国史籍解題辞典』(燎原書店、一九八九)一〇四頁を参照。なお、『呉越備史』について、『四庫全書総目提要』は四代孫・錢中孚や七代孫・錢渙の関与を推定している。前の註(46)にも見えるように、錢氏のルーツの中で、脈々と編まれてきた書でもあると言える。

(50) 「杭州連歲潮頭直打羅刹石、呉越錢尚父俾張弓弩候潮至、

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

逆而射之、由是漸退。羅刹石而為陸地、遂列廩庾焉。」『北夢瑣言』佚文より。現在残存する版本(全て元は三十卷あったとされる巻数が及ばず、残本とみなされる)ではこの文章は含まれていないが、『佩文韻府』卷十七、『施元之注蘇詩』卷七、あるいは〔清〕錢文翰『捍海塘志』などに引用されている。筆者の参考にした『北夢瑣言』(大象出版社、二〇〇三)では、附録の「佚文五」の章に収められている。

(51) 鈴木陽一「浙東の神々と地域文化―伍子胥、防風、錢鏐を素材として」(宋代史研究会『宋代人の認識』、汲古書院、二〇〇一)を参照。

(52) 「錢塘江、錢氏時為石堤、堤外又植大木十餘行、謂之混柱。寶元康定間、人有獻議取混柱、可得良材數十萬、杭帥以為然、既而舊木出水皆朽敗不可用、而混柱一空、石堤為洪濤所激、歲歲摧決。蓋昔人埋柱以折其怒勢、不與水爭力、故江濤不能為患。…近年乃講月堤之利、濤害稍稀、然猶不若混柱之利、然所費至多、不復可為。」『夢溪筆談』卷十一「官政」。

(53) 「命考功郎中范旻權知兩浙諸州事。…上乃謂旻曰…卿且為朕行、即當召卿矣。錢氏據兩浙逾八十年、外厚貢獻內事奢僭、地狹民衆賦歛苛暴、雞魚卵菜纖悉收取。斗升之逋罪至鞭背、每答一人、則諸案吏人各持其簿列于庭、先唱一簿以所負多少量為答數。答已次吏復唱而答之、盡諸簿乃止。少者猶答數十、多者至五百餘訖。于國除民苦其政。旻既至、悉條奏請蠲除之。詔從其請。」『統資治通鑑長編』卷十九「太宗 太平興國三年五月丙戌」。なお、呉自牧『夢梁錄』卷十八「物産」の項目には、「免本州歲納及苗稅」と題して、宋朝内の杭州

における免税の記録が書かれているが、その冒頭に范旻が挙げられている。その末尾にある「民得更生四野、老稚咸鼓舞於德意之」は、范旻の施策に対する民の反応である。

(54) 「…刺史白文公居易又築堤捍湖、鍾洩其水溉田千頃。自為石記。然歲久浚治不時往往湮塞。錢氏始置撩湖兵士千人。至國朝大中祥符初郡守王濟增置斗門、以白公舊記刻石湖上焉。…」『咸淳臨安志』卷三十二「山川 湖 西湖」。

(55) 本田治前掲論文「宋・元時代浙東の海塘について」、同「宋代杭州及び後背地の水利と水利組織」、及び佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題―杭州を中心に」(『中国水利史研究』七号、一九七五)などを参照。海塘のみならず、西湖周囲の整備や飲料水の確保など、呉越錢氏の整備したインフラは軒並み宋代に継承されて行ったのである。

(56) 「…十月己卯加集賢院學士亮、本傳字叔明、有治劇才。先是江濤大溢、調兵築堤而工未就。詔問亮所以捍江之策。亮至禱于伍員祠下、明日潮為之却又出橫沙數里、隄遂以成。」『乾道臨安志』卷三「牧守 國朝 馬亮」。なお、『吳越備史』卷一「乾寧四年秋七月」の項に、次のような記載が見えることは、馬亮の成功が錢鏐のイメージの延長線上にあることを裏付けるだろう。「是月勅封胥江惠應侯為吳安王。景福二年、始作羅城、江濤勢激、板築不能就。王因祈之、沙漲一十五里餘、功乃成。故有惠應之請。…」

(57) 山崎前掲書第六章「唐宋杭州における都市勢力の形成と地域編成」を参照。また、錢氏の文学にまつわる成功や人間関係係をうかがうものとして、池澤滋子『吳越錢氏文人群体研

究』(上海・上海人民出版社、二〇〇六)がある。

(58) 『吳越備史』卷二「武肅王下 開平四年」。

(59) 前掲『捍海塘志』に所収。なお、この詩の内、最後の二句以外の部分は、宋代の史料には管見の限り見当たらない。註(46)で述べた「曾大父武肅王築捍塘遺事」と同様、どこかで追加されたものだろうか。

(60) なお、吉岡前掲書『宋代黄河史研究』によると、この戚綸のとった方式は、元来「江南」から技術導入されたものであった。その意味では、問題の根幹が戚綸による導入であったことをより明確にする。

(61) 「戊戌、徙河北都轉運使李士衡知青州、代戚綸、以綸知鄆州。綸嘗作書勸臨淄麻氏出粟以濟飢民。太常丞致仕景宗拒之、答綸書極不遜。綸憤甚具奏其事、上怒曰…綸選懦不能抑豪強、乃煩朝廷耶。亟命士衡代之。士衡至麻氏具粟千斛以獻。景宗曰…禍吾宗矣。居二年而麻氏破。此據王暉百一編、不知景宗於士衡何屬也。暉云…景宗是歲卒、未逾歲士衡乃殺其姪。當考。時盜起淄青間、有司捕羣盜妻子置棘闌中。士衡悉縱之使去、未幾其徒有梟賊首至者。」『統資治通鑑長編』卷九十一「真宗 天禧二年三月」。

(62) 前掲『胡正惠公年譜』に、『永康詩錄』からの引用として、興味深い記載がある。「公生前一夕、母夢吳越王錢鏐飛一騎叩門。故論者謂…公錢鏐後身。凡再守杭、潮為之不至、以鏐嘗射退潮故也。」胡宗楨自身が「此說他書未載、似涉傳會。」と記すように、出所が不明な記載ではあり、後述の『夢梁錄』などの記載から作りだされた内容の可能性が高いが、後

世の人のイメージの中で、胡則と錢鏐とが結びつく可能性があったことを示す。

(63) 「爲諭民篇 戚綸、字仲言。知太和縣。太和民悍好訟、綸爲諭民五十篇、言近而易曉、老幼多傳之。東都事略」富大用『古今事文類聚』外集卷十四「縣官部 縣尹」。なお、引用元は注にあるように、王稱『東都事略』卷四十七「列傳 戚綸」である。

(64) 章定『名賢氏族言行類稿』卷五十二「戚千五七」。

(65) 他には、王稱『東都事略』卷四十七「列傳 戚綸」や、黃震『古今紀要』卷十七「宋朝 真宗 諸臣」、祝穆『方輿勝覽』卷二十「吉州 名宦 國朝」の項目などがある。治績としては太和縣以外にも永嘉縣が取り上げられるが、その内容は「惠政」の一語である。

(66) 註(25)で挙げた朱海濱氏・陸敏珍氏の論文を参照。

(67) 朱海濱氏によると、宋代における胡則信仰の開始は、北宋末の宣和年間(一一一九〜二五)ごろであり、方岩神を胡則と結びつける形で見られるという(陸敏珍氏は胡則在任時に建てられたであろう「生祠」との関連を示唆するが、朱氏は否定している)。胡則が「神」として確定するのは、紹興三十二年(一一六二)に南宋政府から永康方岩の胡則廟が「赫靈」の廟額を賜与されてからとする。朱海濱前掲論文「胡則信仰的地域性―兼談民間信仰與自然区域、行政区域的關係」を参照。

(68) 「知杭州胡侍郎則墓 在西湖龍井廣福院之麓、范文正公作墓誌銘。」「咸淳臨安志」卷八十七「塚墓」。なお、その少し

北宋初期の地方統治と治績記述の形成

後に成った周密『武林舊事』卷五「湖山勝槩 南山路 小麦嶺」にも同様の記載がある。

(69) 「胡則再除 明道二年四月甲子徙知陳州尚書刑部侍郎胡則知杭州。景祐元年四月甲辰除兵部侍郎致仕。則本傳字子正婺州永康人。少有清名尚風義。真宗仁宗擢用焉。」「乾道臨安志」卷三「牧守政績附 國朝」。

(70) 朱海濱氏は、海寧の胡令公廟(別人である唐代の將軍胡暹と合体し、海潮を鎮める神となっている)を例にとりながら、胡則の子孫及び婺州周辺の士人層による美化に始まり、信仰が確立されるにつれてその地域ごとの需要に応じて「義行」が設定されていったとする。朱海濱前掲論文「民間信仰的地域性―以浙江胡則神為例」を参照。

(71) 「顯慶廟。在龍井衍慶寺側。神姓胡、名則。婺之永康人。兩會尹杭、有惠政、在郡無江湖之患。疾告於朝、以兵部侍郎致仕、葬龍井山。…」吳自牧『夢梁錄』卷十四「祠祭 仕賢祠」。なお、『咸淳臨安志』卷七十二「祠祀二 仕賢」に、「顯應廟」の名で同文が記載されているが、末尾に「此不悉載」の四字が付されている。これは、史書などの公的編纂物に記載されていないという意味だろうか。

(72) 「乞免臨安府丁錢 兩湖稅丁之重、至有生子不舉、長不裹頭者。丁謂為相蘇秀獲免。胡則在朝衢婺遂蠲。天子駐蹕臨安、五方之人萃聚繁衍、法當嘉惠而優恤之。已降聖旨、自淳熙四年為始權免三年、去冬限滿。聖意勤隱不忍舉催、再下展年之。令德至渥也。而九縣之民猶若閔閔然、有望於上者懼日後再有起催之患爾。六年蠲免一旦復行、誠亦難矣。聖恩寬

大、國用無闕、何惜毫末以慰畿甸之心。是宜斷自宸衷、特下明詔、將臨安管下諸縣丁錢自今後永與蠲免、更不催理。將來恢復中原鑾輿還京、亦使此邦之民子子孫孫感戴上恩無有窮極、不勝幸甚。」趙善括『應齋雜著』卷一「奏議」。

(73) (元) 黃潛『文獻集』卷七下「胡侍郎廟碑陰記」の時点で、「傳與墓誌皆無所登載。姑俟博洽之君子而考質焉。」とされている。明代の『嘉靖永康縣志』卷八「遺文內紀 詩」(浙江圖書館藏)は胡則が賦したとする「奏免衢婺身丁錢詩」なるものを掲載しているが、そもそも自分の行った業績を詠むということが考えづらく、存在があまりにも出来過ぎていて疑わしい。前掲『胡正惠公年譜』はこの詩の冒頭(序の部分?)に「六十年来見弊」とあることと、『宋史』卷十一「本紀 仁宗二 明道二年三月己亥」に「除婺秀州身丁錢」(ただし、奏上者名などは記載がない)とあることを根拠に、この「胡則在朝衢婺遂蠲」を明道二年(一〇三三)に行われたものと断定しているが、『統資治通鑑長編』卷一百十一「明道元年三月戊戌」には「兩浙轉運司言・大中祥符五年已放諸路身丁錢、而婺秀二州尚輸錢如故。己亥詔悉除之。」とあり、役職や年数が食い違っているため根拠としては薄弱である。

〔清〕王崇炳『金華徵獻錄』卷七「名臣傳一 胡則」はこの問題について、「而質之、然全婺之人傳為故事、不可考矣。」としている。現代の研究者でも、陸敏珍氏はできないことではないとして肯定し、朱海濱氏は伝説であるとして否定するなど、立場が分かれている。なお、朱海濱氏はこの「伝説」が出来上がる背景に、呉越以来の人丁錢制度に対する民衆の

不満があり、官の取り立てに対抗するシンボルとして胡則が浮上したのではないかということ述べている。朱海濱前掲論文「近世浙江の胡則信仰」で挙げている、南宋初期の人である倪朴の『倪石陵書』「附録 傳 倪朴傳」(前出の宋濂の編)に、「曾祖展始以賞雄于鄉。初衢婺嘗輸身丁錢。相傳仁宗時永康胡則為奏免。崇寧間欲復筭之、適部使者行郡。展持則像、拜使者于馬前、歷訴其非便。使者上其事復獲免。」という記載があることをみても、この主張には説得力があるように思われる。前述したように、宋朝は范旻の改革により呉越期の過剰な徴税をあらためながら、水利などは呉越錢氏の方法を踏襲していた。胡則は、その両者を併せ持つ象徴だったのである。

(74) 陸敏珍氏によると、胡則の墓は南宋期までにいったん廃れていた。紹定元年(一二二八)に碑が再建されたもののほどなくして破壊され、子孫の憤激を招いた。淳祐四年(一二四四)に兩浙轉運使・章大醇(永康人)の下で祠廟が新修され、宝祐年間(一二五三―五八)の初に、朝廷から「顕應」の額を賜与された、とする。陸敏珍前掲論文「区域性神祇信仰的傳承及其对地方的影響——以浙江 胡公大帝 信仰為例」参照。

(75) 『文獻集』卷七上「記」より。

(76) 『文獻集』卷二「七言古詩」より。なお、「半為呉語」とは、唐の賀知章が都(長安)にあつても呉語を話し故郷を懐かしんでいたとされる故事に基づいている。

(77) 『文獻集』卷七下「記」より。

(78) 小林和夫氏は、もと南唐に仕え、後に宋朝初期の文治政策に携わった徐鉉を例に、五代江南地域の「精神的な内地化」を論じている。小林前掲論文「徐鉉逸話考」を参照。南唐と呉越は状況が違うとはいえ、共に宋朝中央と一線を画す「主張する地域」であった。地方統治において「精神的な内地化」がどのように行われていたのか、は今後の課題だろう。

(79) 例えば、富田孔明氏の述べる、人間関係を求める科挙受験者たちの動きなどはその現れのひとつといえる。「北宋における士人の投贄・投書に関する一考察―奔競の風と党派形成を考える上で」(『東洋史苑(龍谷大)』六八号、二〇〇七)を参照。なお、筆者はかつて、「名地方官」化する范仲淹―張詠との比較を通して」(二〇〇八年度三田史学会発表、於慶應義塾大学、二〇〇八年六月)において、知益州・知杭州として業績をあげた張詠を論じた際、四川士人が彼との結びつきにより科挙に参加し中央政府に参加していった過程を述べた。

(80) この件については、北宋初期の杭州を代表する文人であった林逋(九五七―一〇二八)と知杭州たちの関わり、そして彼を前後の「名地方官」である白居易・蘇軾らとともに祀った宋代の「三賢祠」について考察を行う中で明らかにしたいと考えている。